議案第１４４号

上越市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

上越市下水道事業の設置等に関する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市下水道事業の設置等に関する条例

（下水道事業の設置）

第１条　市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、上越市下水道事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

（法の財務規定等の適用）

第２条　地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）第２条第３項及び地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１条第２項の規定により、下水道事業に法第２条第２項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第３条　下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（事業区域等）

第４条　上越市公共下水道事業の処理区域面積等は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項の規定による事業計画に定める区域等とする。

２　農業集落排水事業の処理区域等は、別表のとおりとする。

３　浄化槽整備推進事業の処理地域は、浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成６年１０月２０日衛浄第６７号）の定めるところにより環境大臣が認めた地域とする。

（重要な資産の取得及び処分）

第５条　法第３３条第２項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が２，０００万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第６条　法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第８項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の

同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１０万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附又は贈与の受領等）

第７条　下水道事業の業務に関し、法第４０条第２項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が１００万円以上のもの及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が１００万円以上のものとする。

（会計事務の処理）

第８条　法第３４条の２ただし書の規定により下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

⑴　公金の収納及び支払に関する事務

⑵　公金の保管に関する事務

（業務状況説明書類の作成）

第９条　市長は、下水道事業に関し、法第４０条の２第１項の規定により毎事業年度４月１日から９月３０日までの業務の状況を説明する書類を１１月３０日までに、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに作成しなければならない。

２　前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、１１月３０日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月３１日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を明らかにしなければならない。

⑴　事業の概況

⑵　経理の状況

⑶　前２号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

３　天災その他やむを得ない事故により第１項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合において、市長は、できる限り速やかにこれを作成しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（上越市特別会計条例の一部改正）

２　上越市特別会計条例（昭和４６年上越市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第１条中第３号及び第４号を削り、第５号を第３号とし、第６号を第４号とし、第７号を削る。

（上越市農業集落排水条例の一部改正）

３　上越市農業集落排水条例（平成８年上越市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第３条中「別表第１のとおりとする」を「上越市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年上越市条例第　　号）第４条第２項に定めるところによる」に改める。

第７条第１項中「別表第２」を「別表第１」に改める。

第８条中「別表第３」を「別表第２」に改める。

別表第１を削る。

別表第２を別表第１とし、別表第３を別表第２とする。

（上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例の一部改正）

４　上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例（平成１６年上越市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第３号中「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成６年１０月２０日衛浄第６７号）の定めるところにより環境大臣が認めた」を「上越市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年上越市条例第　　号）第４条第３項に定める」に改める。

（上越市頸城区における生活排水施設整備基金条例の一部改正）

５　上越市頸城区における生活排水施設整備基金条例（平成１６年上越市条例第１６４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「下水道事業特別会計予算」を「下水道事業会計予算」に改める。

第４条中「下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計予算」に改める。

第６条を削り、第７条を第６条とする。

別表（第４条関係）

排水処理施設の名称	処理場の位置	処理区域
三郷地区農業集落排水処理施設	上越市大字今池７２２番地	上越市大字下四ツ屋、大字西松野木、大字長者町、大字天野原新田、大字本長者原、大字今池、大字藪野、大字辰尾新田、大字東稲塚新田及び大字下稲塚の各一部

北諏訪地区農業集落排水処理施設	上越市大字東中島１９１５番地	上越市大字上千原、大字東中島、大字中真砂、大字下真砂、大字川端、大字飯塚、大字下吉野、大字上五貫野及び大字下五貫野の各一部
津有南部地区農業集落排水処理施設	上越市大字下新町４９０番地	上越市大字下新町、大字上新町、大字池、大字下富川、大字熊塚、大字上富川、大字野尻、大字稲、大字下曽根、大字上曽根及び大字稲谷の各一部
保倉東部地区農業集落排水処理施設	上越市大字下吉野１１４９番地６	上越市大字上名柄、大字青野、大字上吉野、大字下吉野、大字田沢新田、大字岡崎新田及び大字福岡新田の各一部
保倉西部地区農業集落排水処理施設	上越市大字下名柄１５３５番地	上越市大字下吉野、大字上五貫野、大字下名柄、大字上名柄、大字長岡新田、大字小泉、大字長岡、大字駒林、大字下百々、大字五野井及び大字石川の各一部
高士東部地区農業集落排水処理施設	上越市大字飯田１１６９番地２	上越市大字飯田、大字高津、大字妙油、大字森田、大字十二ノ木、大字東京田、大字大口、大字北方及び大字南方の各一部
津有中部地区農業集落排水処理施設	上越市大字藤塚５５４番地３	上越市大字吉岡、大字東市野口、大字劔、大字藤塚、大字新保古新田、大字本新保、大字上雲寺、大字野尻及び大字稲の各一部
高士西部四辻地区農業集落排水処理施設	上越市三和区野６４２９番地	上越市大字高和町、大字元屋敷、大字四辻町及び大字劔の各一部
有田地区農業集落排水処理施設	上越市大字三ツ橋９０５番地	上越市大字小猿屋、大字小猿屋新田、大字三田、大字三田新田、大字三ツ橋新田、大字三ツ橋、大字横曽根、田園、大字荒屋及び大字虫川の各一部
金谷和田西部地区農業集落排水処理施設	上越市大字稲荷１４１番地１	上越市大字黒田、大字朝日、大字下馬場、大字小滝、大字上門前、大字地頭方及び大字稲荷の各一部
和田東部地区農業集落排水処理施設	上越市大字下箱井５３１番地	上越市大字下新田、大字丸山新田、大字五ケ所新田、大字下箱井、大字島田下新田、大字島田、大字島田

		上新田、大字木島、大字岡原、大字中箱井及び大字上箱井の各一部
津有北部諏訪地区農業集落排水処理施設	上越市大字杉野袋１１８番地５	上越市大字市野江、大字桐原、大字本道、大字下野田、大字長面、大字上野田、大字上池部、大字下池部、大字四辻町、大字南新保、大字北新保、大字杉野袋、大字上真砂、大字高森、大字諏訪、大字東原、大字北田中、大字鶴町、大字米岡及び米町の各一部
須川地区農業集落排水処理施設	上越市安塚区須川９５２５番地	上越市安塚区須川
安塚地区農業集落排水処理施設	上越市安塚区松崎２６８２番地	上越市安塚区安塚、上方、本郷、石橋、牧野、板尾、松崎、和田、大原及び芹田
牧中央地区農業集落排水処理施設	上越市牧区宮口１２５９番地２	上越市牧区宮口、山口、荒井、落田、柳島、東松ノ木、小川、国川、田島、下昆子、上昆子、下湯谷、桜滝、棚広、倉下及び原の各一部
初田地区農業集落排水処理施設	上越市柿崎区角取３８１番地１	上越市柿崎区上小野、下小野、柳ケ崎、高寺、荻谷、行法及び角取
蜘ケ池地区農業集落排水処理施設	上越市大潟区蜘ケ池１１４４番地	上越市大潟区蜘ケ池
潟田地区農業集落排水処理施設	上越市大潟区潟田２４６番地	上越市大潟区潟田
東在地区農業集落排水処理施設	上越市大潟区岩野古新田３１７番地２	上越市大潟区岩野古新田、長崎及び吉崎新田

潟端地区農業集落排水処理施設	上越市大潟区高橋新田４８番地１	上越市大潟区山鵜島新田、里鵜島新田、米倉新田、高橋新田及び和泉新田並びに潟町五区の一部
内雁子地区農業集落排水処理施設	上越市大潟区内雁子３３５番地	上越市大潟区内雁子及び内雁子新田
頸城中部処理区農業集落排水処理施設	上越市頸城区百間町１１８番地２	上越市頸城区百間町、諏訪、千原、舟津の一部、北方の一部、青野、潟口、宮原、戸口野、飯田、東俣、下中村、柿野、川袋、鵜ノ木、立崎、石神、塔ケ崎、花ケ崎、並木及び森本
頸城東部処理区農業集落排水処理施設	上越市頸城区潟１３７２番地２	上越市頸城区姥谷内の一部、仁野分の一部、日根津、上増田、上池田、大潟の一部、手島、中増田、下増田及び潟
頸城西部処理区農業集落排水処理施設	上越市頸城区松橋８１５番地	上越市頸城区下千原、五十嵐、島田、榎井の一部、榎下、松橋の一部、松橋新田の一部、下中島の一部、手宮、舟津の一部、森下、宮本及び北方の一部
頸城北部処理区農業集落排水処理施設	上越市頸城区大谷内７６９番地１	上越市頸城区中城、姥谷内の一部、片津、上泉、大坂井、田中、西湊、下池田、岡田、中柳町、上柳町、富田、柳町、柳町新田、寺田、大谷内、下柳町、仁野分の一部、天ケ崎及び大潟の一部
原之町地区（大乗寺処理区）農業集落排水処理施設	上越市吉川区原之町５２番地４	上越市吉川区原之町の一部及び大乗寺
原之町地区（原之町処理区）農業集落排水処理施設	上越市吉川区原之町２５０１番地４	上越市吉川区原之町の一部、下町及び片田
梶地区農業集落排水処理施設	上越市吉川区梶５２１番地１	上越市吉川区梶、大滝、坪野内、下八幡、神田町及び長沢

竹直地区農業集落排水処理施設	上越市吉川区杜氏の郷２番地	上越市吉川区竹直、長峰及び杜氏の郷
吉川地区農業集落排水処理施設	上越市吉川区河沢１９８８番地	上越市吉川区国田、福平、道之下、入河沢、東田中及び河沢
旭地区農業集落排水処理施設	上越市吉川区町田２４２４番地	上越市吉川区山方、田尻、六万部、町田、西野島及び原之町の一部
吉川中部地区農業集落排水処理施設	上越市吉川区東鳥越６７８番地	上越市吉川区天林寺、川崎、土尻、泉谷、東鳥越、片田、顕法寺、山口、十町歩、下深沢、中谷内及び下町
吉川北部地区農業集落排水処理施設	上越市吉川区代石１５７１番地	上越市吉川区代石及び原之町の一部並びに柿崎区桜町新田
西部地区農業集落排水処理施設	上越市中郷区福田１００１番地	上越市中郷区岡沢及び福田
釜塚地区農業集落排水処理施設	上越市板倉区中之宮２８４番地	上越市板倉区釜塚
岡野町地区農業集落排水処理施設	上越市清里区上稲塚８３番地	上越市清里区岡野町、菅原、岡嶺新田、南田中、武士、上稲塚、平成、弥生、みらい及び荒牧の一部
清里南東地区農業集落排水処理施設	上越市清里区今曽根１１１８番地１	上越市清里区荒牧の一部、上深澤、上田島、東福島、馬屋、塩曽根及び今曽根
棚田地区農業集落排水処理施設	上越市清里区棚田１４９２番地	上越市清里区梨窪、鶯澤、上中条、棚田、水草、北野及び梨平

東戸野地区農業集落排水処理施設	上越市清里区東戸野３０４９番地２	上越市清里区鈴倉、寺脇及び東戸野
岡田地区農業集落排水処理施設	上越市三和区岡田７１７番地	上越市三和区岡田、所山田及び山高津の一部
末野地区農業集落排水処理施設	上越市三和区末野新田７２６番地	上越市三和区山腰新田、末野及び末野新田
川浦地区農業集落排水処理施設	上越市三和区川浦１００１番地	上越市三和区川浦、中野、窪、法花寺、水科、水吉、鴨井及び田の一部
本郷地区農業集落排水処理施設	上越市三和区下広田９４１番地	上越市三和区錦、柳林、米子、広井、下広田、上広田、本郷、沖柳、越柳及び島倉の一部
島倉地区農業集落排水処理施設	上越市三和区島倉３６０５番地１	上越市三和区下中の一部、今保、大、三村新田、井ノ口、浮島、島倉の一部、下田島、山高津の一部、払沢、桑曽根、北代、下新保、神田及び塔ノ輪
岡木地区農業集落排水処理施設	上越市三和区岡木９４０番地	上越市三和区番町、田の一部、下中の一部、稲原、野、岡木及び日和町
三和平成団地処理施設	上越市三和区神明町１２９０番地２４	上越市三和区神明町
下名立浄化センター	上越市名立区大菅１５６５番地	上越市名立区谷口、車路、躰畑、田野上、丸田、杉野瀬、折居及び濁沢
名南浄化センター	上越市名立区折居２６８７番地	上越市名立区峠、池田、森、桂谷、折戸、平谷、東蒲生田、小田島、西蒲生田、瀬戸及び東飛山

備考　処理区域の欄に表示する地域の名称は、大字の名称とする。ただし、潟端地区農業集落排水処理施設の処理区域の欄のうち潟町五区にあっては旧大潟町における行政区の名称とする。